

2018年5月2日

各位

雪印メグミルク株式会社  
雪印種苗株式会社

「雪印種苗株式会社における再発防止策等の遵守について」の受領

本日、雪印メグミルク株式会社（本社：東京都新宿区、社長：西尾啓治）の連結子会社である雪印種苗株式会社（本社：札幌市、社長：高山光男、以下「雪印種苗」）が、農林水産大臣より「雪印種苗株式会社における再発防止策等の遵守について」追加の報告徴収命令を受領しましたので、お知らせいたします。

雪印種苗では、4月27日に農林水産省宛に提出した報告書のとおり証票表示等の種苗法違反に留まらず、長期間、品種の偽装行為が行われ、その隠ぺいを図ってきたという事実がありました。このことを、重大な事態だと受け止め、お客様、関係者をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけしましたこと、改めて心よりお詫び申し上げます。

今般、農林水産大臣より受領いたしました「雪印種苗株式会社における再発防止策等の遵守について」の内容を厳粛に受け止め、第三者委員会により提言された再発防止策の完全実施に全員で不断の取り組みを進めると共に下記について遵守してまいります。

また、雪印メグミルクグループにおいては、今後、今回のような問題の再発を防止するため、改めて当グループ全体のガバナンス体制を強化するとともに、雪印種苗における抜本的な対策を一体となって取り組んでまいります。

#### 記

1. 雪印種苗が設置した第三者委員会による「種苗法違反等に関する調査報告書」のご指摘内容を真摯に受け止め、雪印メグミルク株式会社を始めとするグループ全体でコンプライアンスの強化に取り組み、再発防止策等の完全実施に向けて、社を挙げて不断の努力を継続いたします。
2. 種苗法第65条の規定に基づき、「雪印種苗が農林水産省宛に提出した報告書」における再発防止策の実施状況及び違反表示並びに品種の偽装に係る畜産農家等への対応状況を平成30年7月31日までに書面により報告し、その後の継続的な実施状況について、以後3ヶ月ごとに別途指示がある期限まで（次回は平成30年10月末まで）に報告をいたします。

以上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

雪印メグミルク株式会社 広報IR部

TEL：03-3226-2124 FAX：03-3226-2150